

平成 18 年 7 月 31 日

各 位

会社名 株式会社くろがねや
代表者名 代表取締役社長 堀込 丹
(コード番号 9855 東証第 2 部)
問合せ先 常務取締役管理担当
川崎 謹五
(TEL . 055 - 241 - 2472)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 18 年 8 月 2 日開催予定の第 57 期定時株主総会の際、「定款一部変更の件」を下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 業務目的拡大のため定款第 2 条に「商品に関する卸売業」を追加するものであります。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことなどに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

当社が設置する機関についての規定を新設するものであります。(変更案第 4 条)

当社が株券を発行することを明確にするための規定を新設するものであります。(変更案第 7 条)

単元未満株主の権利を明確化するとともに、これを合理的な範囲内のものとするため、単元未満株主の権利の内容を定める規定を新設するものであります。(変更案第 10 条)

株主総会の招集地を「山梨県内」とする旨の規定を新設するものであります。(変更案第 15 条)

株主総会参考書類等をインターネットにより提供することを可能にするための規定を新設するものであります。(変更案第 18 条)

取締役会における書面決議が認められたことに伴い、取締役会運営の機動的かつ効率的運営を図ることを可能とするため、規定を変更するものであります。(変更案第 28 条)

取締役及び監査役が期待される役割・機能を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって法令の定める範囲内で責任を免除できる旨、規定を新設するものであります。(変更案第 31 条、第 39 条)なお、第 31 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

上記の他、会社法の条文及び用語に合わせて規定を整備するとともに、会社法施行に伴い
不要となる規定の削除、条数の変更等、所要の変更を行なうものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更の株主総会の開催日 平成 18 年 8 月 2 日（水曜日）

定款変更の効力発生日 平成 18 年 8 月 2 日（水曜日）

以 上

定款変更案新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号) 第 1 条 当社は、株式会社くろがねやと称し英文では KUROGANEYA . CO . , LTD . と表示する。	(商号) 第 1 条 (現行どおり)
(目的) 第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1 . 家庭用金物、台所用品、並びに理髪用具の販売 2 . 医薬品、医薬部外品、毒物劇物の販売 3 . 度量衡、計量器の販売 4 . 飲食店の経営 5 . 煙草小売業 6 . 衣食住に関する多種類の商品の販売並びにこれに関連する加工もしくは請負、その他営業 7 . 一般酒類の小売 8 . 不動産の賃貸業務 9 . 損害保険の代理業務 1 0 . コンピューターシステムによる掲示版の広告宣伝業 1 1 . 情報処理サービス業 (新設) 1 2 . 上記各号に付随する一切の業務	(目的) 第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1 . 家庭用金物、台所用品、並びに理髪用具の販売 2 . 医薬品、医薬部外品、毒物劇物の販売 3 . 度量衡、計量器の販売 4 . 飲食店の経営 5 . 煙草小売業 6 . 衣食住に関する多種類の商品の販売並びにこれに関連する加工もしくは請負、その他営業 7 . 一般酒類の小売 8 . 不動産の賃貸業務 9 . 損害保険の代理業務 1 0 . コンピューターシステムによる掲示版の広告宣伝業 1 1 . 情報処理サービス業 1 2 . <u>前 1 号から 3 号及び 5 号から 7 号までの商品に関する卸売業</u> 1 3 . 上記各号に付随する一切の業務
(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を山梨県甲府市に置く。	(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)
(新設) (機関) 第 4 条	(機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第 2 章 株 主	第 2 章 株 主
(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は 3 , 0 0 0 万株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3 , 0 0 0 万株とする。</u>
(新設) 第 7 条	(株券の発行) 第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第 2 1 1 条ノ 3 第 1 項第 2 号</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1 単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 1 . 当社の <u>1 単元の株式の数</u>は 1 , 0 0 0 株とする。 2 . 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式 (以下単元未満株式という) に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 8 条 当社の <u>単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて 1 単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 9 条 当社の <u>株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する取扱並びに、その手数料については法令または定款のほか、取締役会</u>の定める株式取扱規則による。</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>会社法第 1 6 5 条第 2 項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 1 . 当社の <u>単元株式数</u>は、<u>1 , 0 0 0 株とする。</u> 2 . 当社は、<u>第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 1 0 条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 1 1 条 当社の株主は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 1 2 条 当社の株式に関する取扱及び手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 1. 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人が行ない、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 1. 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p>第11条 1. 当社は、<u>毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主または登録質権者とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第3章 株 主 総 会</p>	<p>第3章 株 主 総 会</p>
<p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</u></p>	<p>(招集)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(招集地)</p> <p>第15条 <u>当社の株主総会は、山梨県内で開催する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第16条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月15日とする。</u></p>
<p>(議長)</p> <p>第13条 株主総会の議長は、<u>取締役社長がこれに当たる。</u>取締役社長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第17条 1. 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p><u>第14条</u> 1. 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き出席した株主の議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p><u>第19条</u> 1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第15条</u> 1. 当会社の株主は、議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の株主または代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第20条</u> 1. 当会社の株主は、議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の株主または代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p>(議事録)</p> <p><u>第16条</u> <u>株主総会の議事については、その経過の要領及び結果を議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役が、これに記名捺印または電子署名を行い当会社に保管する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p><u>第17条</u> 当会社の取締役は、10名以内とする。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p><u>第21条</u> (現行どおり)</p>
<p>(取締役の選任)</p> <p><u>第18条</u> 1. 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p><u>第22条</u> 1. (現行どおり)</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p><u>第19条</u> 1. 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>新たに選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p><u>第23条</u> 1. 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(役付取締役)</p> <p><u>第20条</u> <u>当会社に取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、各1名及び常務取締役若干名を選任することができる。</u></p>	<p>(役付取締役)</p> <p><u>第24条</u> <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、各1名及び常務取締役若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(代表取締役)</p> <p><u>第21条</u> 1. 取締役社長は、当会社を代表する。</p> <p>2. 前項のほか、<u>取締役会の決議をもってその他の取締役を代表取締役に選任することができる。</u></p>	<p>(代表取締役)</p> <p><u>第25条</u> 1. (現行どおり)</p> <p>2. 前項のほか、<u>取締役会は、その決議によって、他の取締役を代表取締役に選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(顧問または相談役)</p> <p><u>第22条</u> 当会社に取締役会の決議をもって、顧問または相談役を置くことができる。</p>	<p>(顧問または相談役)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会は、その決議によって、顧問または相談役を置くことができる。</p>
<p>(取締役会の権限)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会は、定款に定める事項のほか当会社の重要な業務執行を決定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役会の招集)</p> <p><u>第24条</u> 1. 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の5日前に各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役会は、取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p><u>第27条</u> 1. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、<u>取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、<u>取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第28条</u> 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、<u>取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会の議事については、その経過の要領及び結果を議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印または電子署名を行い当会社に保管する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p><u>第27条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定める事項のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p><u>第29条</u> (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の報酬及び退職慰労金)</p> <p><u>第28条</u> 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。退職慰労金についてもまた同様とする。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第30条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 2 9 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 3 0 条 1. 監査役は、株主総会において選任する。 2. 前項の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 3 1 条 1. 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 3 2 条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第 3 3 条 1. 監査役会の招集通知は、会日の 5 日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 3 4 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 3 1 条 1. 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 3 2 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 3 3 条 1. (現行どおり) 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 3 4 条 1. <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 3 5 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第 3 6 条 1. (現行どおり) 2. <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第35条 <u>監査役会の議事については、その経過の要領及び結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名して当会社に保管する。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定める事項のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第37条 <u>監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。退職慰労金についてもまた同様とする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第38条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 <u>1.当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2.当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
第6章 計 算	第6章 計 算
<p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第38条 当社の営業年度は、毎年5月16日から翌年5月15日までとし、5月15日を決算期とする。</p> <p>(利益金処分)</p> <p>第39条 <u>当社の利益金は、法令に別段の定めがあるもののほか、株主総会の決議をもってこれを処分する。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第40条 <u>当社の利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主または、登録質権者に支払うものとする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議により毎年1月15日現在の株主名簿に記載または記録された株主または、登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下中間配当という。)をすることができる。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年5月16日から翌年5月15日までの1年とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 <u>1.当社の期末配当の基準日は、毎年5月15日とする。</u> <u>2.前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年1月15日を基準日として、中間配当をすることができる。</p>

